



えせ同和行為を排除しましょう

えせ同和行為とは

個人、企業、行政機関などに対して、同和問題の解決に努力しているように装い「高額な凶書の購入強要」や「寄付金・賛助金の強要」などの不法、不当な行為や要求をすることをいいます。

えせ同和行為の横行は、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生む大きな要因となっています。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為者が、激しい言葉で要求してきても、不当な要求は断固として拒否をし、終始毅然とした態度で対応し、決して妥協をしないことが大切です。

本町を含む県東部で構成する埼玉葛都市市町では、様々な人権問題の解決に向け連携して人権教育・啓発活動を実施しております。

その一環として、年度初めの4月を「埼玉えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の解決の妨げとなっている「えせ同和行為の排除」を呼びかけています。

人権 それは愛

問合せ／教育文化振興課☎990-9011

企画財政課☎991-1815



今月は「松伏町小・中学校人権作文集 - 第18集 -」の作品の中から、小学校3年生の作品を紹介します。

どうして

わたしが一年生のころ、Tさんという男の子によくいじめられました。どうしていじめめるのか、どうしてわたしだけなのか、そのころは分かりませんでした。

夏、水とうをもってきて、ロッカーの上におきました。みんなのもずらりとならんでいました。するとTさんは、わたしの水とうの上ののっていました。どうしてわたしの水とうをえらんだのでしょうか。ほかにもたくさんあるのに。これもそのころはなぜだか分かりませんでした。

そのほかにも、時々けられたり、ぶたれたりして、だんだん学校がきらいになってきました。Tさんは、クラスでもいつもキャーキャーさわいでみんなをこまらせました。本当に、わたしはそのTさんのことがいやで、きらいでした。

それでわたしは考えました。どうすれば、いじめられなくなるか。どうすれば、みんなとなかよくできるか。この話を、お母さんにしてみました。お母さんは、「そんなときは、しらんぷりして、はっきり『やめて』と言うしかないね。」と言いました。

それは、いい考えだと思いました。それから、ぶたれたりしたら「やめて！」と言い、「バーカ」といわれても知らんぷりしていました。すると、だんだん少なくなりました。三年生の今考えると、Tさんは何がわるいのか分からなかったのだと思います。何どもちゅういされて、やっとわかってきたのかもしれない。

また、わたしに何かすると、わたしがおこったり、さわいだりするのがおもしろかったのかもしれないと、今は思います。

今ちがうクラスにいるTさんですが、みんなとなかよくできているといいな、と思います。

この人権作文は、児童・生徒のみなさんに、人権や差別について考えていただき、他人の心の痛みがわかる、差別のない・許さない・見のがさない人になってほしいと願って作成されています。